別表1 個人の知見を判断する基準

分野	基準 (一つ以上該当すること)
家庭系廃棄物・	(1) 学識経験者
3 R推進	(2) 行政職員として廃棄物対策に係る業務に通算5年を超える期間従事したもの
	(3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの
	(4) 富士市ごみマイスターの認定を受けたもの
	(5) 廃棄物に関連する業務に3年以上従事したもの
	(6) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの
事業系廃棄物	(1) 学識経験者
	(2) 行政職員として廃棄物対策に係る業務に通算5年を超える期間従事したもの
	(3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの
	(4) 廃棄物に関連する業務に3年以上従事したもの
	(5) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの
不法投棄対策	(1) 学識経験者
	(2) 行政職員として廃棄物対策に係る業務に通算5年を超える期間従事したもの
	(3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの
	(4) 廃棄物に関連する業務に3年以上従事したもの
	(5) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの

別表2 法人の知見を判断する基準

分野	基準(一つ以上該当すること)
家庭系廃棄物・	(1) 営利を目的としないものであって、廃棄物に関する活動に対し、富士市長
3 R推進	又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの
	(2) その他市長が認めるもの
事業系廃棄物	(1) 営利を目的としないものであって、廃棄物に関する活動に対し、富士市長
	又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの
	(2) その他市長が認めるもの
不法投棄対策	(1) 営利を目的としないものであって、廃棄物に関する活動に対し、富士市長
	又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの
	(2) その他市長が認めるもの